

議会議案第3号

奈良市新クリーンセンター建設事業に関する事務の監査請求について

地方自治法第98条（昭和22年法律第67号）第2項の規定に基づき監査請求しようとする。

令和6年6月5日提出

提出者

奈良市議会議員 森 岡 弘 之

賛成者

奈良市議会議員 鍵 田 美 智 子

同 大 西 淳 文

同 森 田 一 成

奈良市新クリーンセンター建設事業に関する事務の監査請求について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定により、監査委員に対し、下記の事項について監査を求め、その結果の報告を請求する。

記

- 1 奈良市新クリーンセンター建設候補地の決定に当たり、法的効力を有する契約行為である公害調停を遵守せず、附属機関への諮問答申を怠り、独善的に七条地区を建設候補地とした市の行政事務の正当性について
- 2 1の瑕疵ある行政事務により建設候補地とされた七条地区を前提とした新クリーンセンター施設整備基本計画（案）を業務委託により策定し、その対価を契約の相手方に支払ったことの正当性について
- 3 1の瑕疵ある行政事務により建設候補地とされた七条地区を前提として策定した新クリーンセンター施設整備基本計画（案）をパブリックコメントに付したことにより、結果として、市民に七条地区が建設候補地として決定されたかのような誤った情報を流布した市の不誠実な行政事務について
- 4 1から3までの一連の行為が執行権及び職権の濫用と推察されることから、市のコンプライアンスの低下及びガバナンスの欠如による内部統制の不備について

（提案理由）

法的効力を有する契約行為である公害調停を遵守せず、附属機関への諮問答申を怠り、独善的に七条地区を建設候補地としたこと及び七条地区を前提として進められた市の一連の行政事務には瑕疵があると思料されるため